

介護保険負担額割合証

●更新のお知らせ

負担割合証の更新時期になりましたので、要介護（要支援）認定を受けている方に、新しい介護保険負担割合証（ピンク色）を7月下旬に送付します。

●有効期間／令和3年（2021年）8月1日（日）から令和4年（2022）7月31日（日）

●利用者負担

介護サービスを利用した場合、かかった費用のうち、利用者負担の割合（1割・2割・3割）を事業者に支払います。

利用者負担の割合は、所得などにより決定されます。

利用者負担 3割	次の①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が ・単身世帯：340万円以上 ・2人以上世帯：463万円以上
利用者負担 2割	上記以外の人で、次の①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が ・単身世帯：280万円以上 ・2人以上世帯：346万円以上
利用者負担 1割	利用者負担が3割・2割以外の人 40～64歳の人（2号被保険者）

※「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から年金の雑所得を除いた所得金額のことをいいます。

高額介護サービス費

高額介護サービス費は、利用者負担額（同じ世帯に複数の利用者がいる場合は世帯合算）が上限額を超えたとき、その超えた金額を支給するものです。

介護保険法施行令の改正により、令和3年（2021年）8月から、「現役並み所得者」の区分が、3つに細分化されます。

※「現役並み所得者」とは、同じ世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、65歳以上の人の収入が単身の場合383万円以上、2人以上の場合520万円以上ある世帯の人をいいます。



令和3年（2021年）7月利用分まで

利用者負担段階区分	上限額（月額）
現役並み所得者	世帯 44,400円
一般	世帯 44,400円
住民税世帯非課税など	世帯 24,600円 個人 15,000円
生活保護受給者など	世帯 15,000円 個人 15,000円

令和3年（2021年）8月利用分から

利用者負担段階区分		上限額（月額）
現役並み所得者	課税所得 690万円以上	世帯 140,100円
	課税所得 380万円以上	世帯 93,000円
	課税所得 380万円未満	世帯 44,400円
一般	世帯 44,400円	変更なし
住民税世帯非課税など	世帯 24,600円 個人 15,000円	
生活保護受給者など	世帯 15,000円 個人 15,000円	